

# 西都市内で小児科医療機関を 開設する医師等を支援します

西都市では、市内で小児科を主たる診療科とする診療所の開設を希望する医師または医療法人の支援を行うために、補助制度を新設いたしました。

## 1 対象事業

- 西都市内において新たに小児科医療機関を開設する場合
- 西都市内の既存の小児科医療機関を承継する場合

## 2 対象者

- 医師または医療法人であること
- 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に小児科医療機関を開設し、または既存の小児科医療機関を承継し、以後10年以上継続すること
- 一般社団法人西都市西児湯医師会に加入すること
- 西都市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること

## 3 対象経費

- 小児科医療機関を開設または承継するための土地取得費、建物取得費、建物建設費、建物改修費、コンサルタント費、医療機器購入費など
- 土地取得費、建物取得費、建物建設費及び建物改修費については、医療の提供に要する部分に限ります。

## 4 補助金額

- 対象経費の2分の1の額を補助します。（※ 上限1,000万円）

◆ 補助金の活用を検討される場合、まずは、お問合せください。

相談・お問合せ先

宮崎県西都市 地域医療対策室

住所：宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地  
電話：0983-32-1015 FAX：0983-32-1016  
e-mail：iryuu@city.saito.lg.jp